平成２８年（フ）第９号
高知県高岡郡檮原町飯母2862番地　飯母住宅１－４号
債務者　岩元　伸文
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２８年（フ）第１０号
高知県高岡郡檮原町飯母2862番地　飯母住宅１－４号
債務者　岩元よしの
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２８年（フ）第８８号
福岡県久留米市東合川４丁目５番11号　リベルテ吉田206号、前住所福岡県久留米市宮ノ陣４丁目７番５―101号
債務者　安部　秀司
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１０２号
福岡県久留米市梅満町19番地１　ソロンＢＬＤ梅満２棟105号、前住所福岡県久留米市津福今町404番地18　ライブタウン津福Ｂ棟306号
債務者　篠原　誠夫
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１０３号
福岡県小郡市大保1542番地１　パークヒルズ小郡Ｃ―101号
債務者　濱元　功太
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２７号
福岡県柳川市隅町48番地１　エスポワール柳川201号
債務者　高田　康子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第１５０号
大分県別府市富士見町13番35号　恵山荘11号
債務者　財津　孝幸
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１３４号
宮崎市大字田吉202番地　エアリー赤江212号
債務者　町田　妙子
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５０号
宮崎県北諸県郡三股町稗田36番地２　稗田団地39号
債務者　芋野　聡志
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第４９号
宮崎県延岡市無鹿町２丁目3248番地１
債務者　佐藤　福勇
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第５６号
宮崎県東臼杵郡門川町庵川西３丁目11番地メゾンブリエＴ203号
債務者　海野満里子
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第７１号
兵庫県伊丹市中野北３丁目３番32―303号
債務者　星和電気こと　東根　　博
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
兵庫県伊丹市梅ノ木３丁目４番40号
債務者　理容コイエこと　古家　良一
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
広島県呉市音戸町波多見９丁目19番４号　Ａ202号室
債務者　小平　繁三
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第３８号
広島県広島市安芸区矢野西５丁目26番８号、申立て時の住所広島県江田島市大柿町大原547番地６
債務者　濱満　孝英
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第１９２号
熊本市北区楠５丁目11番３号
債務者　那須　孝史
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係